

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 16 条に基づく環境基準については、平成 24 年 8 月 22 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号）が告示された。

この改正は、生活環境の保全に関する環境基準（以下「環境基準生活環境項目」という。）として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールを追加するとともに、これについて基準値を設定したものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

記

1．基本的考え方

水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）は、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として設定するものであり、環境基準生活環境項目として位置付けるものである。

現在得られている我が国に生息する魚介類及びその餌生物に係る化学物質の毒性等に関する知見、公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ水生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずる必要があると考えられる物質について、今般、環境基準生活環境項目に追加することとした。

水生生物保全環境基準の考え方の詳細については、「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第 1 次答申）」（平成 24 年 3 月 7 日付け中環審第 647 号）を参照されたい。

2．新たな水生生物保全環境基準及び基準値等

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目は、ノニルフェノール 1 項目である。これは、我が国における当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて、環境基準として設定したものである。基準値は、水生生物の集団の維持を可能とする観点から、基本的には慢性影響を防止する上で必要な水質の水準を定めるものである。このためノニルフェノールの濃度の年間平均値として基準値を定めたものである。また、海域及び淡水域の区分、水域の水温、産卵・繁殖又は幼稚子の生育場等の水生生物の生息状況の適応性に応じて 6 種類の類型に分けて設定した。

水域類型及び基準値の概要は別表 1 のとおりである。

3 . 環境基準の運用上の取扱い

環境基準の運用上の取扱いについては、以下に掲げる事項に留意されたい。

(1) 公共用水域等の監視の実施について

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目については、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条に基づく都道府県知事による公共用水域等の常時監視の対象として位置付け、水質の汚濁の状況の把握に努められたい。なお、平成 24 年度は準備期間とし、暫定的な体制での監視で差し支えないこととする。

測定地点、測定回数、測定時期及び測定頻度の決定に当たっては、以下に掲げる事項を踏まえて行うものとし、適正な水域の監視に努められたい。

また、水生生物保全環境基準の類型指定について、類型が当てはめられていない水域については、類型指定の検討を引き続き実施されたい。なお、環境基準項目としての常時監視については、類型当てはめの後に行うこととなるが、それまでの間においても必要に応じて監視を行いつつ、概況の把握等に努められたい。

ア 測定地点

測定地点の選定に当たっては、水生生物の生息又は生育状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点等を活用しつつ、水域の状況を把握できる適切な地点を選定するものとする。

イ 測定回数

従来 of 生活環境項目と同様、年間を通じ原則として月 1 日以上採水分析するものとする。

ウ 測定時期や回数の変更

水生生物の生息又は生育状況、発生源の状況等により特定の時期等に注目する必要がある場合、凍結等水域の状況が測定に不適当な時期がある場合等にあつては、水質の時期的変動の有無等を勘案し、必要な対策につなげられるよう、「公共用水域測定計画策定に係る水質測定 of 効率化・重点化の手引き」（平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局）を参考に測定時期や回数を適宜変更しても差し支えない。

(2) 環境基準達成状況の評価について

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目についての達成状況の評価は、「環境基本法に基づく環境基準 of 水域類型 of 指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成 13 年 5 月 31 日環水企第 92 号）に基づき実施されたい。

(3) 水域 of 類型指定について

水域類型 of 指定に関する手続き等は、従来 of 環境基準生活環境項目において行われてきたものと同様であり、「環境基準に係る水域及び地域 of 指定 of 事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号） of 別表に掲げる公共用水域以外 of 公共用水域については、法第 16 条第 2 項 of 規定により都道府県知事が類型を当てはめる水域 of 指定を行うこととされている。

別表 1

河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		ノニルフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		ノニルフェノール	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.0007mg/L 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。